



健感発第 0402001 号
20ス学健第 1 号
平成 20 年 4 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

「学校における麻しん対策ガイドライン」について

感染症対策につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省及び文部科学省監修の下、国立感染症研究所感染症情報センターにおいて標記ガイドラインを作成しましたので、送付します。麻しん対策に当たっては、本ガイドラインを積極的に活用されるようお願いします。

なお、学校における麻しん対策については、学校、学校の設置者、地域の保健機関及び学校医等との連携を緊密にする必要があることから、本ガイドラインについて、関係機関、貴管内市区町村及び市区町村教育委員会等への周知方よろしくお願いします。

学校における 麻しん 対策ガイドライン

作成 国立感染症研究所感染症情報センター
監修 文 部 科 学 省 ・ 厚 生 労 働 省

学校における 麻しん対策ガイドライン

平成 20 年 3 月作成

作成 国立感染症研究所感染症情報センター

監修 文 部 科 学 省・厚 生 労 働 省

麻しんは、かつて「命定めの病」とも呼ばれ、子どもの命を奪う疾患として広く恐れられていた。医療の進歩した現在でも、その重篤性には変わりはなく、発症した場合には死に至る危険性もある重大な疾患である。

現在、麻しん対策は、予防接種の普及を軸に、全世界が協調して取り組むべき課題であり、世界保健機関（WHO）は日本などのアジア諸国を含む WHO 西太平洋地域から 2012 年までに麻しんを排除する目標を定めている。

麻しんは、国民の健康保持のため国を挙げて排除することが必要な疾患であり、また排除しうる疾患である。このような状況に鑑み、今般、国は 2012 年までの麻しん排除とその後の維持を目標にした「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年度厚生労働省告示第 442 号）」を告示した。

わが国では 2007 年に高校・大学を中心とする学校等での麻しん流行を経験し、従来は乳幼児の疾患と考えられがちであった麻しんを学校保健上の重要な課題として位置づけ、学校も積極的に麻しん対策に取り組んでいくことの重要性が改めて認識されたところである。

学校及びその設置者が効果的な麻しん対策を行うためには、麻しんの感染力及び重篤性を十分に理解し、日頃から十分な予防策を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要である。これらの対策を進める上では、学校医及び地域の保健機関等と緊密に連携することが必要である。

本ガイドラインは、学校が効果的な麻しん対策を進める上で必要な技術的情報を以下の 2 つの観点から具体的にまとめたものである。

1. 麻しん発生の予防（平時の対応）

2. 麻しん発生時の対応

また、国を挙げた麻しん対策の重要な組織として、国は国の麻しん対策推進会議を設置するとともに、都道府県に対しては、都道府県の麻しん対策会議の設置を要請している。同会議の役割の一つに、地域の麻しん発生状況や予防接種実施状況などの基礎となる情報に基づき、実情に応じた対策の検討・推進を行うことがある。

その検討にあたっては、今回新たに 5 年間の措置として定期接種の対象とされた中学校 1 年生及び高校 3 年生（それぞれ相当する年齢の者を含む。以下同じ）の予防接種率を各学校が調査・把握し、各学校の保健管理に役立てるとともに、設置者を通じて同会議に情報提供することも期待されている。本ガイドラインにおいては「3. 都道府県麻しん対策会議への協力」として、提供を期待される情報及びその具体的方法を記載している。

本ガイドラインで記載する学校とは学校教育法における学校を意味し、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学等のことをいう。また、児童生徒とは、幼児、児童、生徒及び学生を指す。職員には、常勤職員、非常勤職員が含まれる。

麻しん 発生¹の予防

1. 麻しん発生の予防（平時の対応）

麻しんは、麻しん患者のせきやくしゃみのしぶき（これを飛沫^{まつ}といい、約1～2 mの範囲内に飛び散る）の中に含まれている麻しんウイルスを吸い込むことによって感染が成立する。麻しんの感染力は強く、ウイルスを直接浴びた場合だけでなく、空気中を漂うウイルス粒子を吸い込むだけでも感染が成立する。具体的には、教室や体育館等の閉鎖空間で1人が麻しんを発症すると、同室した児童生徒・職員に感染が成立し、免疫を持っていない者は90%以上の確率で発症すると考えられる。

感染症対策の原則として、感染が拡大すればするほどその対応に膨大なエネルギーを要することが知られており、学校における麻しん対策は、平時から麻しん流行が起きないように可能な限りの予防策を施すことが重要である。

1-1. 定期予防接種対象者への積極的勧奨

麻しんを確実に予防するためには2回の予防接種が必要であるため、平成18年4月に予防接種に関する制度が改正された。平成20年3月現在、以下の期間に該当する者が予防接種法で定める定期接種の対象者に位置づけられており、該当する者の保護者には予防接種を受けさせるよう努める義務が課せられている。

第1期：1歳児

第2期：小学校段階入学前1年間の幼児

また2007年に経験した高校・大学を中心とする学校等での麻しんの流行を繰り返さないようにするため、平成20年4月から向こう5年間に限り、これまで1回しか定期接種の機会が与えられていなかった世代である以下の者が新たに定期接種の対象者に位置づけられることとなった。

第3期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の中学校1年生に相当する年齢の者

第4期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の高校3年生に相当する年齢の者

定期予防接種の年度別対象者

	中学1年生に相当する年齢の者	高校3年生に相当する年齢の者
平成20年度	平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

従来から就学時健康診断において行われている麻しん罹患歴及び第1期と第2期の予防接種歴の確認及び接種していない場合の第2期定期接種の指導に加え、学校での麻しん発生及び流行を予防するため、平成20年4月以降は学校と設置者が連携して第3期と第4期に該当する生徒に対して予防接種の積極的勧奨を行うことが求められる。文部科学省、厚生労働省では、各学校で積極的勧奨に用いる資料として、平成20年4月に次のリーフレットを配布している。



また、予防接種の実施は市町村の保健部局の業務であるが、在籍する児童生徒が予防接種を受けやすい環境作りとして、学校の間を保健部局に提供し、接種を行うことも考えられる。この場合、予防接種は「定期の予防接種実施要領」(巻末抜粋)に従い、保健部局の責任において行われるが、学校も接種時間の調整、会場の設営、保護者への説明の協力などが求められる。設置者とともに、実施責任主体である保健部局との連携・協力を進めることが望ましい。

積極的勧奨のスケジュール

【中学1年生に対する積極的勧奨】

中学1年生については、その保護者を勧奨の最終的な対象とする。

- ①接種不相当者に該当する場合を除いた全員*を積極的勧奨の対象とし、年度末には接種不相当等の理由がある場合を除いて、全員が接種を受けていることを目標とする。
- ②可能な限り4～6月中に予防接種を受けるよう勧奨する。(重点的に接種を勧める期間)
- ③夏期休暇までに予防接種を受けたかどうかの確認を行い、接種不相当等の理由がない場合には、夏期休暇中に受けておくよう再度の勧奨を行う。
- ④③で勧奨を行った者および③の確認以降に転入した児童生徒に対しては、9月末に予防接種を受けたかどうかを再度確認し、接種不相当等の理由がない場合には、再々度の勧奨を行う。
- ⑤④で勧奨を行った者および9月末の確認以降に転入した生徒に対しては、翌年2月末に予防接種を受けたかどうかを再々度確認し、接種不相当等の理由がない場合には、3月末までに予防接種を受けるよう最後の勧奨を行う。

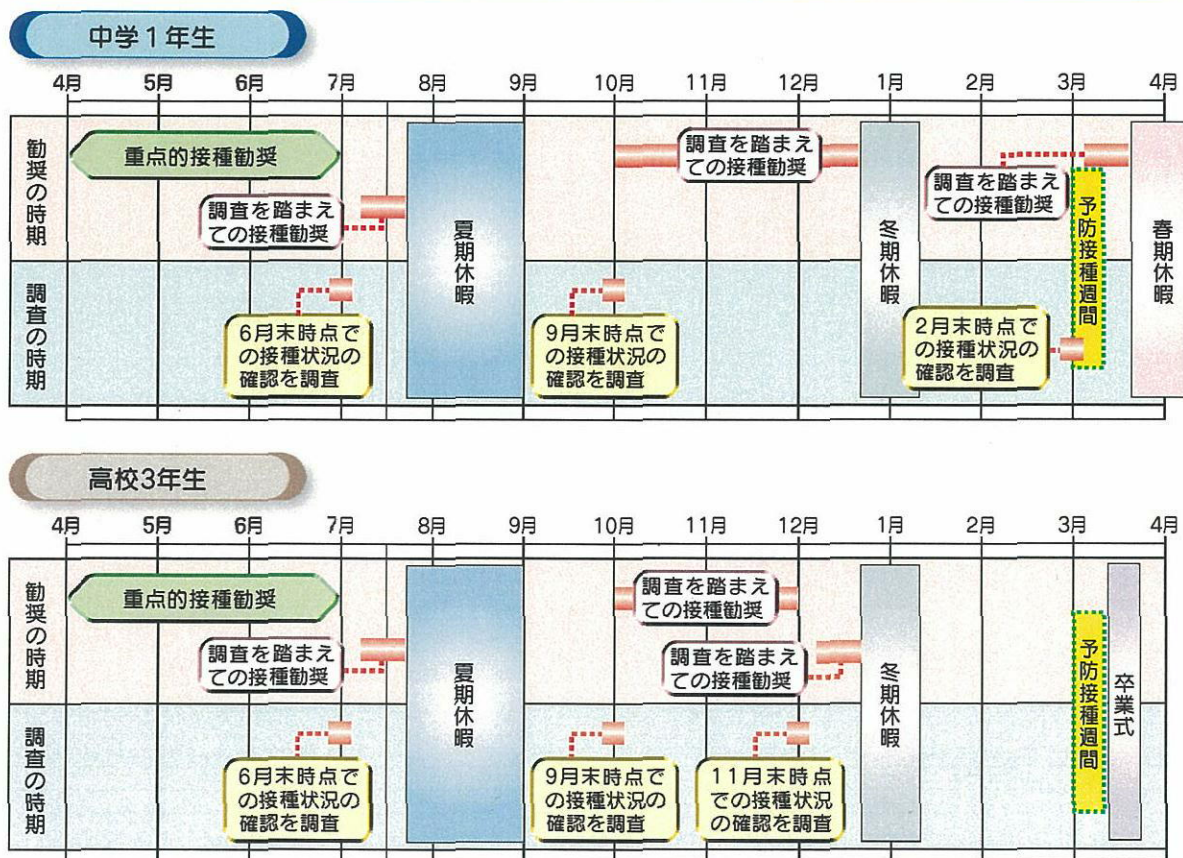
【高校3年生に対する積極的勧奨】

高校3年生については、生徒本人に予防接種の意味を理解させるとともに、本人及びその保護者を勧奨の対象とする。

- ①接種不相当者に該当する場合を除いた全員*を積極的勧奨の対象とし、年度末には接種不相当等の理由がある場合を除いて、全員が接種を受けていることを目標とする。
- ②可能な限り4～6月中に予防接種を受けるよう勧奨する。(重点的に接種を勧める期間)
- ③夏期休暇までに予防接種を受けたかどうかの確認を行い、接種不相当等の理由がない場合には、夏期休暇中に受けておくよう再度の勧奨を行う。
- ④③で勧奨を行った者および③の確認以降に転入した生徒に対しては、9月末に予防接種を受けたかどうかを再度確認し、接種不相当等の理由がない場合には、再々度の勧奨を行う。
- ⑤④で勧奨を行った者および③の確認以降に転入した生徒に対しては、11月末に予防接種を受けたかどうかを再度確認し、接種不相当等の理由がない場合には、3度目の勧奨を行う。

*これまでに麻しんおよび風しんの両方に罹ったことが確実な者あるいは、これまでに麻しんおよび風しんに対する予防接種をそれぞれ2回受けていることが記録に基づいて確認できる者については積極的勧奨の対象ではないが、具体的な予防接種の接種年月日又は罹患年齢などを含めた確実な情報を記憶に頼らず母子健康手帳などを見て確認してもらうことが望ましい。不確実な場合は、積極的勧奨の対象とする。

積極的勧奨のスケジュール



1-2. 児童生徒の予防接種の接種状況等の確認

学校に在籍する児童生徒が麻しんを発症した場合にどのような措置をとるかを判断するための材料として、児童生徒の麻しんの免疫状態（予防接種歴・罹患歴）を把握しておくことが重要である。

平成20年度以降の5年間、定期接種の対象となる中学1年生と高校3年生については、1-1に示したながれで、個々の生徒の免疫状態を学校として把握することができる。

その他の学年の児童生徒については、年度初めに実施する定期健康診断に先立って行われる保健調査の機会等を活用して、具体的な予防接種の接種年月日又は罹患年齢などを含めた確実な情報を記憶に頼らず母子健康手帳などを見て報告してもらうことが望ましい。

麻しん予防接種 各学校段階で確認する内容 (○が確認する内容)

		第1期接種の有無	旧第1期接種の有無	第2期接種の有無	麻しん罹患歴
幼稚園	新入園児	○	—	—	○
	既入園児	○ できるだけ 早期に確認	—	○ 5歳から7歳未満で 小学校就学前1年間	○
小学校	1年次(新入生)	○	—	○	○
	2年次	○ できるだけ 早期に確認	—	○ できるだけ 早期に確認	○
	3年次以降	—	○	—	○
中学校 ・ 高等学校	1年次(新入生)	—	○	—	○
	2年次以降	—	○ できるだけ 早期に確認	—	○
大学 ・ その他	1年次(新入生)	—	○	—	○
	2年次以降	—	○ できるだけ 早期に確認	—	○

以後、接種を行った場合には、適宜把握情報を更新する。

- 各段階の1年次及び新入園児については、入学前の書類提出時又は入学後早期に確認することが望ましい。
- 2年次以降については、定期健康診断に先立って行う保健調査の機会等を活用して確認する。
- 定期予防接種の制度変更にともない、平成21年度以降【小学校3年次以降】の確認項目は、学年によって内容が異なる。生年月日が平成12年4月2日以降の者については、第1期と第2期の予防接種について確認を行う。
- 大学・その他の1年次(新入生)では、平成21年度以降は第4期の接種歴を、平成26年度以降では第3期あるいは第4期の接種歴を上表に併せて確認する。
- 高等学校段階の1年次(新入生)では、平成23年度以降、第3期の接種歴を確認する。

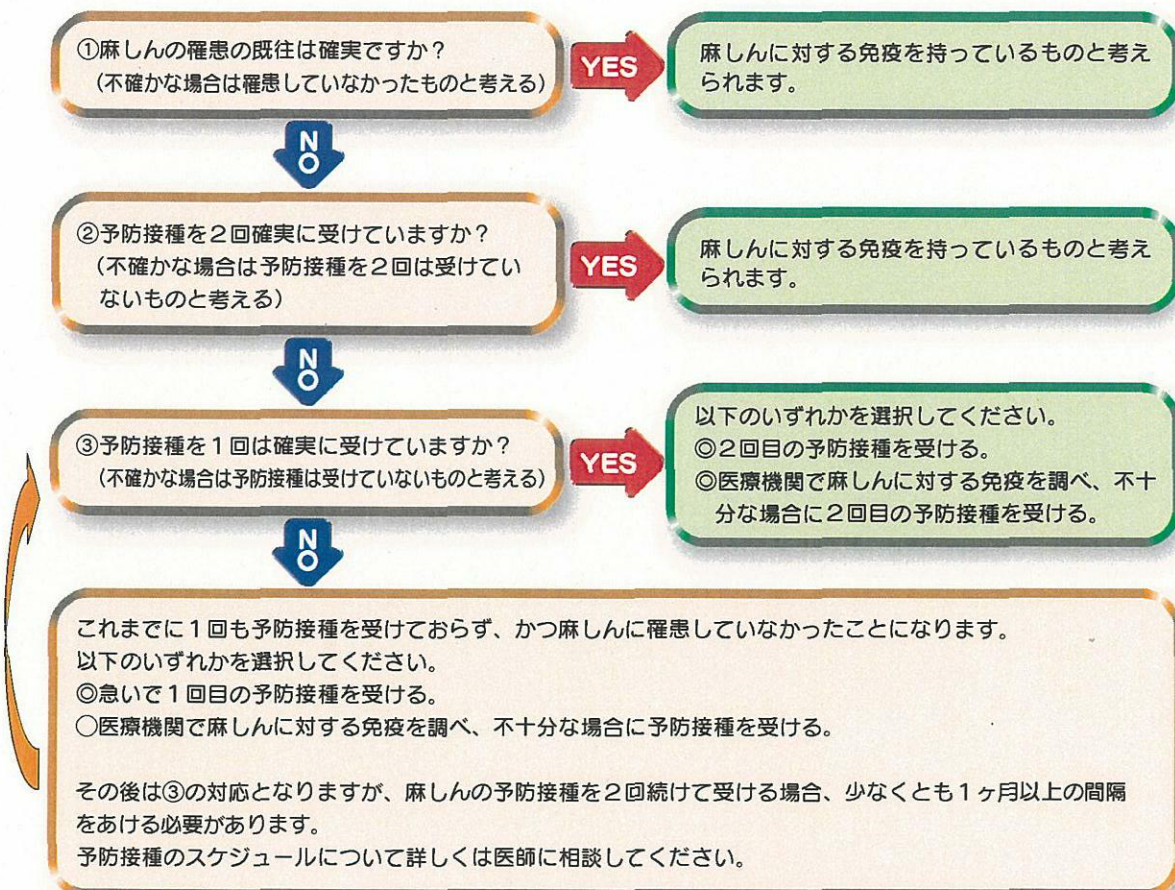
*旧第1期接種；平成20年度に小学3年生以上に該当する者は、幼児期に1回の定期予防接種対象とされていたため、その期間に予防接種を受けたかどうかを確認する。

1-3. 職員の麻しん対策

世代ごとの麻しんに対する免疫保有状況からみて、学校の職員が学校における麻しん流行の端緒となることも危惧される。そのようなことが起きないようにするためには、日常的に児童生徒に接する機会のある全職員が次のフローチャートに従った適切な対応をとることが求められる。

特に、10代、20代、30代はそれ以外の世代と比較して麻しんに対する免疫保有の割合が低いので注意する必要がある。

職員の麻しん対策フローチャート



上記のながれにおいて、記憶に頼ることなく、母子健康手帳で調べるなど確実な情報に基づき判断する必要がある。

*なお、①麻しんの罹患の既往は確実ですか？の「確実」については、

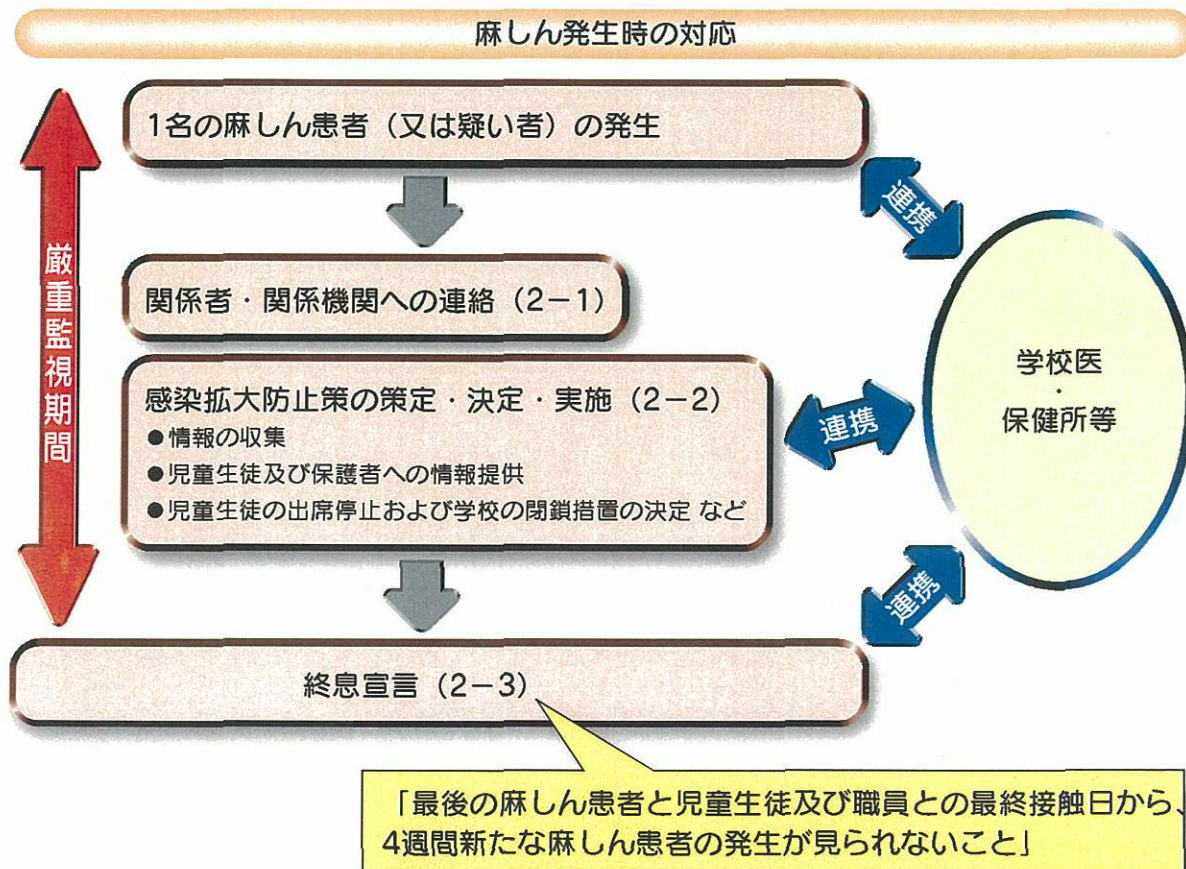
- 1) 麻しんに罹った記録が残っていること
- 2) 家族や周りの人が麻しんに罹り、看病に携わったことがあるにも関わらず、自分はその後麻しんを発症しなかった経験があること
- 3) 麻しんの免疫があるかどうかを血液検査で調べて陽性であることが確認されていることなどがあてはまります。

麻しん発生時の対応

2. 麻しん発生時の対応

学校における麻しんの流行を防ぐためには、麻しんの発症が疑われる児童生徒・職員が1名でも発生したらすぐ対応を開始することが重要である。遅れば遅れるほど流行が拡大し、その対応に一層のエネルギーを要する。次に示す対応については、終息宣言までの間（厳重監視期間）は継続する必要がある。

また、麻しんを発症した児童生徒・職員が不適切な扱いを受けることのないよう十分な配慮も求められる。



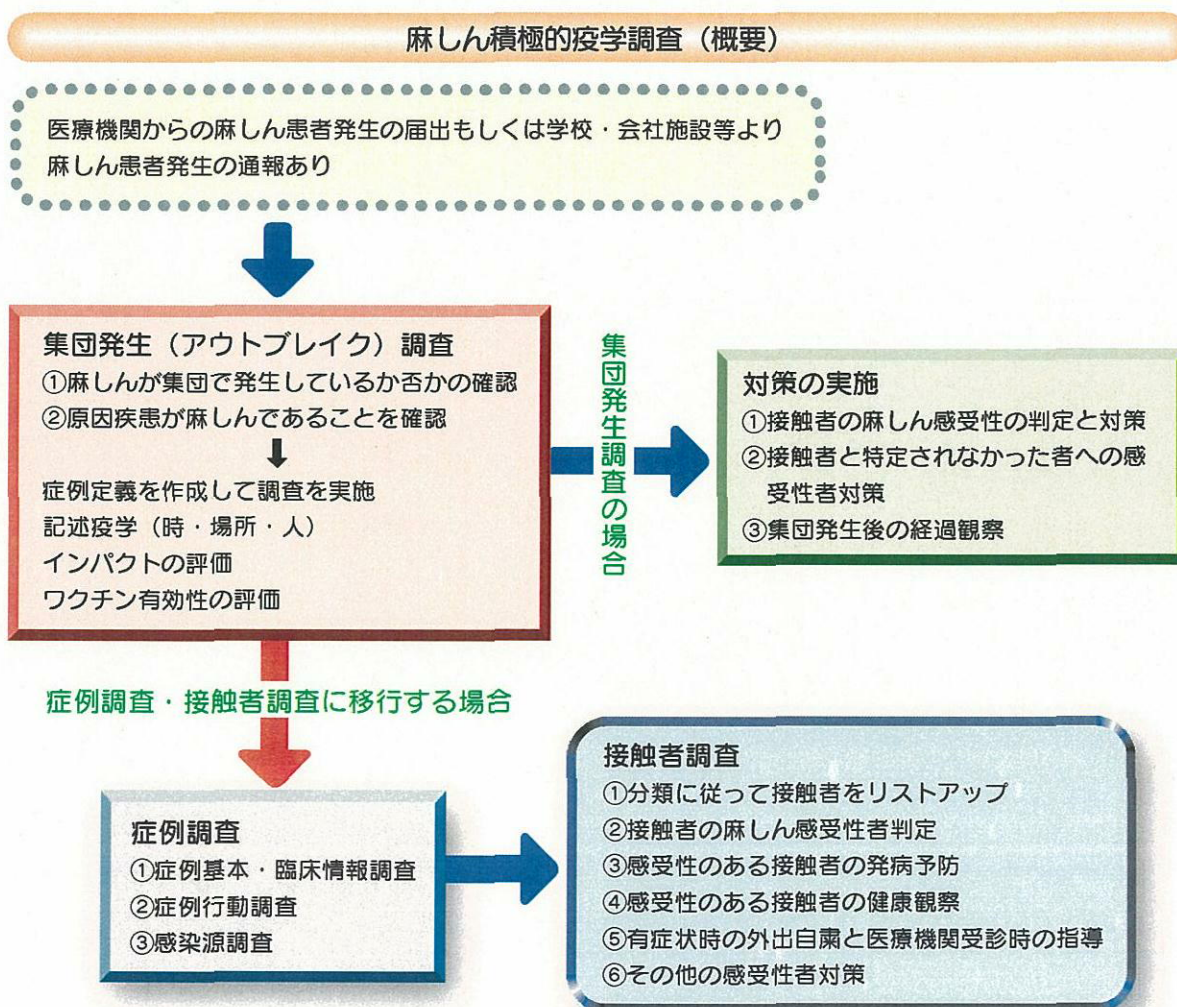
2-1 関係者・関係機関への連絡

児童生徒の保護者あるいは職員から「麻しんまたは麻しんの疑い」と連絡を受けた場合は、以下の関係者・関係機関と迅速に連絡をとる。

- a. 学校の設置者
- b. 学校医等
- c. 所管の保健所あるいは保健センター

2-2 感染拡大防止策

2-1 の関係者・関係機関との連携のもと、感染拡大の防止に向けた対応をすぐに開始する。学校保健法において学校の休業（以下、閉鎖という）は学校の設置者が行うこととされており、学校の設置者を中心に必要な情報を収集する必要がある。また、学校及びその設置者は、学校としての対応の決定に際して、地域の麻しんの拡大の防止に参画する姿勢で、所管の保健所あるいは保健センターの実施する積極的疫学的調査（下図参照）に積極的に協力するとともに情報収集に努めることが求められている。



(1) 情報の収集

- ①麻疹を発症した児童生徒・職員に関する情報（症状や発症日など）
- ②学校に在籍する児童生徒・職員の健康状態に関する情報

欠席者を把握し、その欠席理由として麻疹と診断されているものの有無を確認する。

また、欠席していなくても発熱、発しん、せき、鼻水、目の充血等、麻疹を疑わせる症状を有する者が他にいないかを把握する。
- ③当該児童生徒・職員の発症後、教室や体育館など閉鎖空間を共有した可能性のある児童生徒・職員の把握及びその健康状態に関する情報
- ④近隣地域での麻疹発症に関する情報
- ⑤在籍する児童生徒・職員の麻疹の免疫状態に関する情報（1-2、1-3による情報）

1-2、1-3の情報収集が不十分な場合には、至急、在籍する児童生徒・職員の麻疹罹患及び予防接種に関する情報を収集する。

(2) 児童生徒及び保護者への情報提供

当該学校に在籍する児童生徒及び保護者に対して、次の情報を提供する。

- ①当該学校の在籍者に麻疹患者が発生したこと（患者の発症日や立ち寄った場所などについても把握し次第、提供する）。
- ②発症した児童生徒・職員と閉鎖空間を共有するなど感染の可能性のある児童生徒・職員は、登校・出勤前に検温を行う必要があること。
 - 検温の結果、37.5℃以上の発熱を認めた場合は、麻疹発症の可能性があるので、理由を報告の上学校を欠席し、医療機関を速やかに受診する必要があること。
 - 麻疹またはその疑いがあるとされた場合、速やかにその事実を学校等に連絡すること。（学校長は学校保健法に基づき出席停止の措置をとることができる）
 - 医療機関を受診する際には、電話であらかじめ学校内で麻疹患者が発生していることあるいは流行していることを伝え、待合室等で他の患者と一緒に待つことのないよう事前に受診の方法を確認してから受診すること。
- ③必要に応じ、個々の児童生徒について、麻疹の罹患歴・予防接種歴に関する情報の提供を改めて求めることがあること。
- ④患者との接触後3日以内であれば、免疫がない場合であっても予防接種により発症を予防できる可能性があること（麻疹に関する基礎知識P21参照）。
- ⑤一般的なマスクの着用及び手洗い・うがいは、麻疹に対する感染予防効果が期待できないこと。
- ⑥患者との接触後6日以内であれば、免疫がない場合であってもガンマグロブリン*の注射により発症を予防できる可能性があること。

*麻疹の予防に用いるガンマグロブリンは、通常筋肉注射で投与され、投与量が多く、痛みも強い。発症を予防できる可能性はあるが、確実なものではない。また、投与後に発症する場合には潜伏期が延長することがあるため、発症するかしないかを一定の期間、観察する必要がある。また、ガンマグロブリンは血液製剤であることに留意する必要がある。以上のことから、ガンマグロブリンはやむをえない場合の使用に留め、できるだけ事前の予防に重点を置く必要がある。

(3) 児童生徒の出席停止および学校の閉鎖措置の決定（詳細は参考1参照）

学校長は、麻しんを発症した者に対して学校保健法に基づく出席停止（解熱後3日を経過するまで）の措置をとるとともに、患者以外で発熱等の症状があり麻しんが疑われる者についても、学校医及び保健所等と相談し、学校保健法による出席停止の措置をとる必要がある。

また、学校の閉鎖については、P9（1）で収集した情報に基づき、学校の設置者が学校長及び学校医や保健所等と協議し決定する。

(4) 嚴重監視期間に行う学校の具体的実施事項（学校を閉鎖しない場合）

- ①（1）で収集した情報を参考に、発生した患者の他に発症する可能性のある者を把握し、終息宣言までの間の学校運営について、学校の設置者、学校医及び保健所等と協議し対策を立てる。

<対策の例>

- 未接種・未罹患者への対応
- 学校において集団で行う行事の延期の検討
- 学校のクラブ活動等での対外試合への参加についての自粛または対策の検討
- 児童生徒・職員に次の麻しん患者が発生した場合の対応の検討 など

- ② 発症した児童生徒・職員と閉鎖空間を共有するなど感染の可能性のある児童生徒・職員に対し、嚴重監視期間は P9（2）②に示した情報提供を継続する。

(5) 職員への対応

- (2)、(3) に準ずる。

2-3. 終息宣言

1 人目の麻しん患者発生以降、講じてきた対策（2-2）を終了する時期を設定する。時期の設定にあたっては、学校内の麻しん新規患者発生が迅速かつ確実に把握されていることを前提とする。

【具体的な設定時期】

麻しんの潜伏期は、約 10～12 日であること、麻しんと確定診断されるまでには、さらに数日間を要することから、「最後の麻しん患者と児童生徒及び職員との最終接触日から、4 週間新たな麻しん患者の発生が見られていないこと」の要件が満たされたときに、麻しん集団発生の終息を考慮することとし、学校の設置者と学校長は学校医・保健所等と協議の上、終息宣言の時期を決定する。

都道府県 麻しん対策会議 への協力

3. 都道府県麻しん対策会議への協力

国を挙げた麻しん対策の重要な組織として、国は都道府県に対して都道府県における麻しん対策会議の設置を要請している。本会議の役割の一つに、地域の麻しん発生状況や予防接種実施状況などの基礎情報に基づき、実情に応じた対策の検討・推進を行うことが挙げられている。（「都道府県における麻しん対策会議ガイドライン」（厚生労働省／国立感染症研究所）

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/index.html>を参照）

ここでの検討にあたっては、今回新たに5年間の措置として定期接種の対象とされた中学校1年生及び高校3年生の予防接種の接種率を各学校が調査・把握し、各学校の保健管理に役立てるとともに、設置者を通じて本会議に情報提供することも期待されている。中学校・高等学校等が提供を期待される情報は以下のとおり。

中学校・高等学校等は、下記の要領で定期接種の対象である中学1年生、高校3年生に関して学校ごとに接種率を把握して、設置者を通じて、都道府県における麻しん対策会議に報告する。具体的な接種率の計算方法や情報提供のスケジュール等については各自治体指定の方法による。

<接種率の計算方法>

$$\text{接種率(\%)} = \frac{\text{分母のうち、年度内に麻しん含有ワクチンを接種した生徒数(人)}}{\text{各年度の定期予防接種の対象となる生徒数(人)}} \times 100$$

生徒数は、それぞれ調査時点に所属する生徒数とする。なお、分母には麻しん既罹患者を含むものとする。

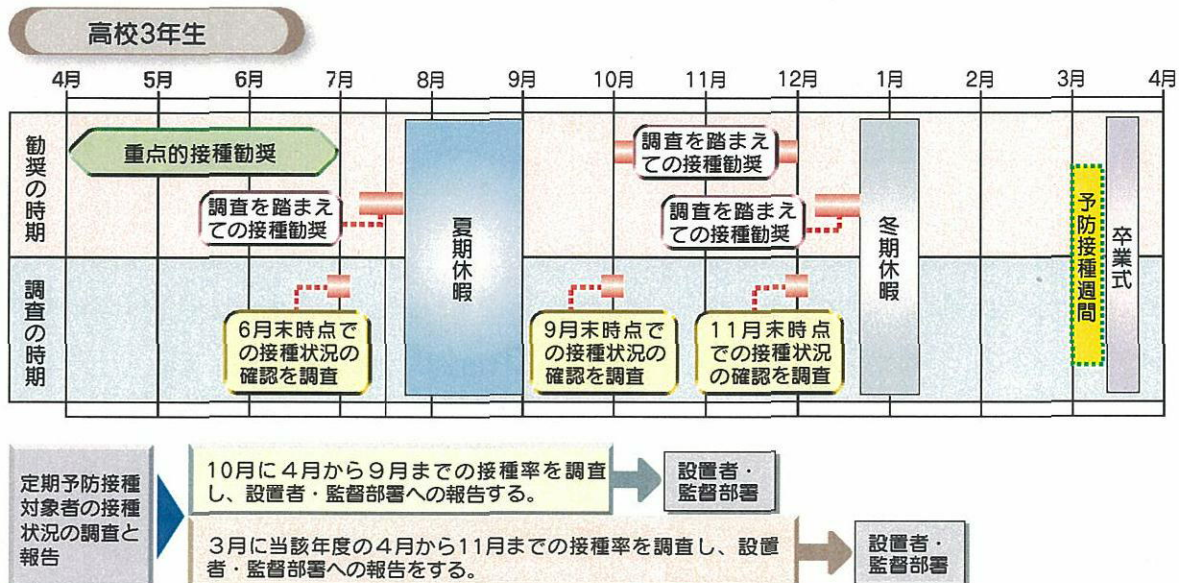
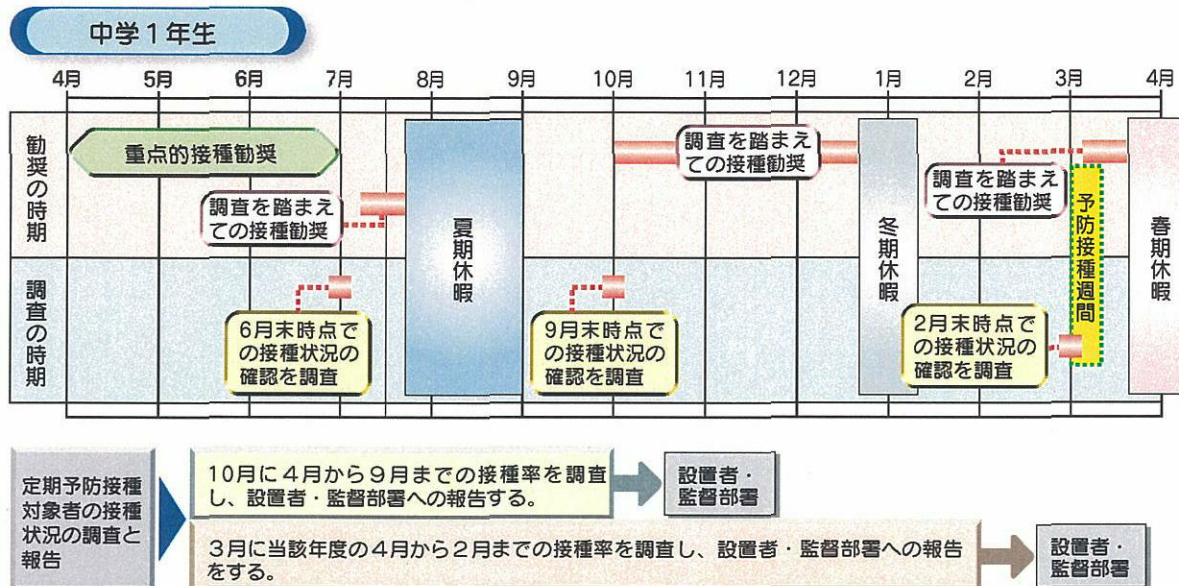
定期予防接種の年度別対象者

	中学1年生に相当する年齢の者	高校3年生に相当する年齢の者
平成20年度	平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

学校における麻しん対策ガイドライン

以下に、モデルとなる報告スケジュールを示す。

モデル報告スケジュール



参考1 麻疹発生時の学校の閉鎖について

【学校の閉鎖が求められる状況】

次に示す状況は、感染の拡大が危惧されるため、学校の設置者は学校長及び学校医・保健所等と協議し、学校の一部または全部の閉鎖を決定する必要がある。

- 同一感染源によると考えられる施設内の麻疹患者発生が複数認められた場合
- 発生が1名であっても周囲に対しての感染力がある期間に登校・出勤し、閉鎖空間に免疫を保有していないと考えられる者が複数集まる機会があった場合 など

【決定に際し、参考にすべき情報】

- ①麻疹を発症した児童生徒・職員に関する情報（症状や発症日など）
- ②当該児童生徒・職員の発症後、教室や体育館など閉鎖空間を共有した可能性のある児童生徒・職員に関する情報
- ③その他の児童生徒・職員の健康状態に関する情報
欠席者を把握し、その欠席理由として麻疹と診断されているものの有無を確認する。
また、欠席していなくても発熱、発しん、せき、鼻水、目の充血など麻疹を疑わせる症状を有する者が他にいないかを把握する。
- ④近隣地域での麻疹発症に関する情報
- ⑤在籍する児童生徒・職員の麻疹の免疫状態に関する情報
発生時にこの情報を把握していない場合には、至急、在籍する児童生徒・職員の麻疹罹患及び予防接種に関する情報を収集する。

【閉鎖期間の設定】

麻疹の潜伏期は約10～12日間であり、閉鎖する期間を決定する際には、潜伏期の長さを考慮する必要がある。閉鎖期間が潜伏期の期間以下である場合には、再開時に発症者が続出する危険があるため、閉鎖期間は潜伏期以上の期間とすることが望ましい。

【閉鎖する期間を14日未満とする場合】

- 麻疹の潜伏期から考えると、再開時に発症者が続出する可能性があるため、閉鎖期間に「麻疹予防接種を未接種かつ麻疹未罹患のすべての者および接種歴罹患歴の不明な者」が麻疹の予防接種を受け、再開時に発症者が出ても、その他の者は確実に免疫をもっている状態にすることが前提となる。
- この場合、麻疹予防接種を受けてから免疫がつくまで、一定の期間必要であるため、予防接種の実施は閉鎖後早期に行うことが望ましい。
- 学校は再開に先立ち、麻疹予防接種を未接種かつ麻疹未罹患の者および接種歴罹患歴の不明な者が麻疹予防接種を受けたことを確認する必要がある。

【閉鎖中の生活に関する児童生徒に対する指導】

- ①毎朝検温をするなど体調管理につとめるよう指導する。

- 検温の結果、37.5℃以上の発熱を認めた場合は、麻しん発症の可能性があるため、医療機関を速やかに受診する必要があること。
 - 麻しんまたはその疑いがあるとされた場合、速やかにその事実を学校等に連絡すること。
 - 医療機関を受診する際には、電話であらかじめ学校内で麻しん患者が発生していることあるいは流行していることを伝え、受診の仕方を確認してから受診する必要があること。
- ② 人の多く集まるところへの外出は控え、海外旅行、国内旅行及び帰省等を行わないよう指導する。
- ③ 一人暮らしをしている学生等が麻しんになった場合、一人で自宅休養せず、家族に訪問してもらうよう指導する。

【閉鎖中の学校の体制】

学校は、閉鎖中に児童生徒の健康状態に異変があった場合には、その連絡を受け、相談などに応じられる体制を整える。



参考2 海外への修学旅行等の実施について

【基本的考え方】

世界的に麻しん排除計画が進み、感染症の国際的な移動への警戒が国際保健規則の改正（2007年6月より実施）などにより高まっている中で、他国滞在中に麻しんを発症することは、発症者および同行者の自由が厳しく制限されるだけでなく、国際的な批判を招くことがある。

したがって、海外への修学旅行などの実施の責任を負う学校及びその設置者は、主な海外修学旅行の参加者となる中学生・高校生には、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が一定の割合で含まれていることを理解し、参加者に必要な情報を与えるとともに、参加者が麻しんに対する免疫を有しているかを把握し、そうでない場合には予防接種を推奨するなどの対応が求められる。

特に、海外への修学旅行の出発の前に児童生徒・職員に麻しん患者が発生した場合、発生から終息宣言までの間（厳重監視期間）は、他の児童生徒・職員が新たに麻しんを発症する危険性の高い期間と考える必要がある。この期間に海外修学旅行を行う場合は、学校の設置者及び学校長が、学校医及び保健所等と十分に協議し、その実施ならびに参加者の範囲を慎重に決定する必要がある。

【出発までの対応及び準備】

海外修学旅行の計画時には、学校は児童生徒および保護者に対し、次に示す情報を提供する。

＜提供すべき情報＞

- 麻しんが排除された国及び排除されつつある国の滞在中に麻しんを発症した場合や疑わしい症状が認められた場合には、現地保健当局の指示により患者を含む参加者全員の行動や移動の自由が制限されるだけでなく、血液検査、抗体陰性者への対応、世界中への情報発信などが行われることがあること。
(麻しんが排除された国に関する最新の情報は、国立感染症研究所感染症情報センターに問い合わせることができる。南北アメリカ大陸では2000年に既に麻しん排除が達成されている。大韓民国も2006年に排除を達成した。それ以外の地域についても、現地で麻しんを発症した場合には、行動制限などの措置がとられることがある。)
- 海外修学旅行の出発前に、該当学年だけでなく、学校内で児童生徒・職員に麻しんが患者が発生した場合は、麻しんの免疫を有していない者が海外修学旅行先で発症する可能性があるため、出発2ヶ月前までに、改めて児童生徒、引率職員等の麻しん罹患歴・予防接種歴を確認し、免疫を保有していない可能性のある児童生徒・職員に対して予防接種の推奨を行うこと。

【厳重監視期間中（P 7 参照）に海外修学旅行を行う際の参加者の決定について】

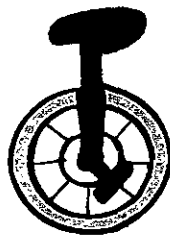
厳重監視期間においても麻しんを発症する危険性が低いと考えられるのは、以下のどちらかに該当する者である。

- 過去の麻しん罹患が確実な者
- 海外修学旅行出発日の2週間前までに2回の予防接種が終了した者

学校における麻しん対策ガイドライン

麻しんの罹患歴・予防接種歴については、記憶に頼るのではなく、母子健康手帳などで調べた記録に基づく確実な情報に基づき判断する必要がある。可能ならば、麻しんに対する免疫の有無を血液検査で確認し、免疫がない場合は潜伏期間中である可能性が高いため、学校の設置者及び学校長は学校医及び保健所等と十分に協議し、参加の決定は慎重に行う必要がある。

また、出発当日の朝、全員が検温を行い、原因が明らかではない37.5℃以上の発熱を認めた者の参加は慎重に検討する必要がある。



麻しんに関する

基 礎 知 識

1. 麻しんとは

(1) 感染経路・感染力

麻しんは一般に「はしか」とよばれていますが、正式には麻しんといいます。麻しんは、麻しん患者のせきやくしゃみのしぶき（これを飛沫といい、約1～2 mの範囲内に飛び散ります）の中に含まれる麻しんウイルスを他者が吸い込むことによって感染が成立します。麻しんの感染力は強く、患者のせきやくしゃみを直接浴びた場合だけでなく、空気中を漂うウイルス粒子を吸い込むだけでも感染が成立します。

広い体育館のような場所であっても、その中に麻しんの患者がいて、そこにいて多くの人が麻しんウイルスを吸い込んでしまうほどの強い感染力を持っているといわれています。これを科学的に示した数字が基本再生産数（ R_0 ）ですが、全員が麻しんに対する免疫をもっていないと仮定して、1人の麻しん患者さんが何人の人にうつしてしまうかを表しています。麻しんの基本再生産数（ R_0 ）は12～18と言われており、風しんが5～7、おたふくかぜが4～7、SARS（サーズ）が4前後ですので、麻しんの感染力は、他の疾患に比べても非常に強いことがわかります。

(2) 麻しんウイルスの性質

麻しんウイルスの大きさは直径100～250nm（ナノメートル；1 nmは1 mmの100万分の1の大きさです。）で、理科の実験室にある光学顕微鏡では見ることはできません。麻しんウイルスを見るためには、電子顕微鏡という特殊な顕微鏡が必要です。

麻しんウイルスは、生きている細胞の中でないと生きていくことができませんので、一旦、体の中から空気中に出てくると、その生存期間は2時間以下と言われています。また、熱や紫外線、酸（ $\text{pH} < 5$ ）、アルカリ（ $\text{pH} > 10$ ）などですぐに感染力がなくなってしまいます。

(3) 麻しんの症状

麻しんに対する免疫をもっていない人の体内に麻しんウイルスが侵入すると、体の中でウイルスが増殖しはじめます。増えたウイルスは血流等によって全身にひろがります。この間は無症状で（潜伏期と言います）、その期間はおよそ10～12日間です。

潜伏期の後38℃台の発熱、せき、鼻水、めやに、目が赤くなる、体がだるいといった症状が出はじめ、症状は4～5日間続きます。この時期をカタル期と呼びますが、この時期の症状は麻しんに特徴的なものではありませんので、かぜと診断されることもよくあります。麻しんは、その経過中で発熱する1日前くらいから他者への感染力が生じるといわれていますので、知らないうちに多くの人に麻しんをうつしてしまうことになりかねません。カタル期の感染力が最も強いと考えられていますので、麻しんの疑いがある場合には、早期に対処をすることが重要です。

その後、口の中の粘膜（奥歯のすぐ横付近）に白いぶつぶつ（写真1）ができはじめます。これをコプリック斑と呼んでいます。これが見つかったら、病院で麻しんと診断されます。しかし、このコプリック斑は数日で消えてしまいます。

コプリック斑が口の中にあらわれると、熱は37℃台くらいに一時的に下がりますが、その期間は短く、ほとんどの人は翌日から首すじや顔に発しん（赤いぶつぶつ）が出はじめるとともに、熱は再び上昇し39～40℃台の高熱となります。その後、発しんは1～2日のうちに胸、腹、

背中、手足へと広がります(写真2)。39～40℃台の高熱は、その後3～4日続きますので、発症から考えると1週間から10日くらいの期間、38℃以上の熱が出ていることになり、せきもひどく、体力はかなり消耗してしまい入院を要することもあります。

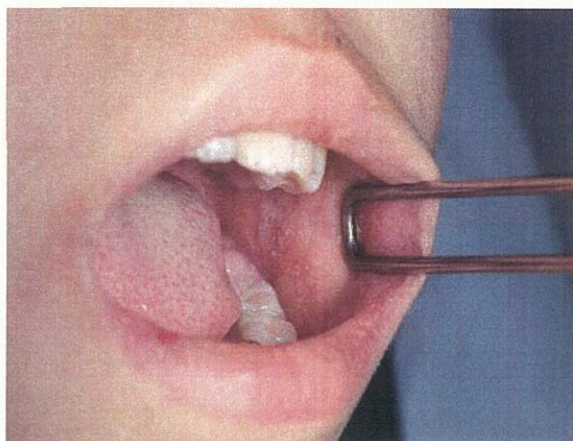


写真1 コプリック斑
(撮影：岡部信彦氏)

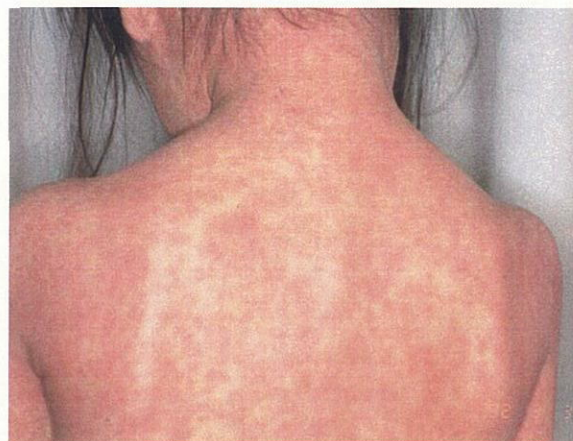
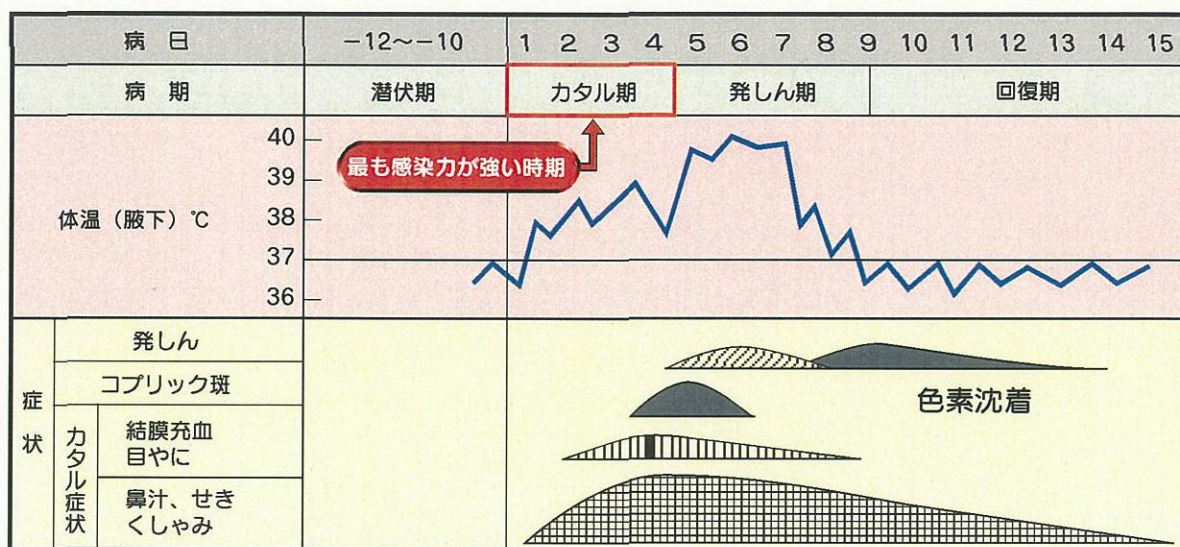


写真2 麻疹の写真
(撮影：馬場宏一氏)

麻疹（はしか）の症状



藤井良知、西村忠史、中村健：小児感染症学、第1版、南山堂、東京、1985、pp.14より改変

免疫機能低下状態が数週間にわたって続く

麻疹であることに気づかずに行動



感染を広げる

(4) 麻しんの合併症

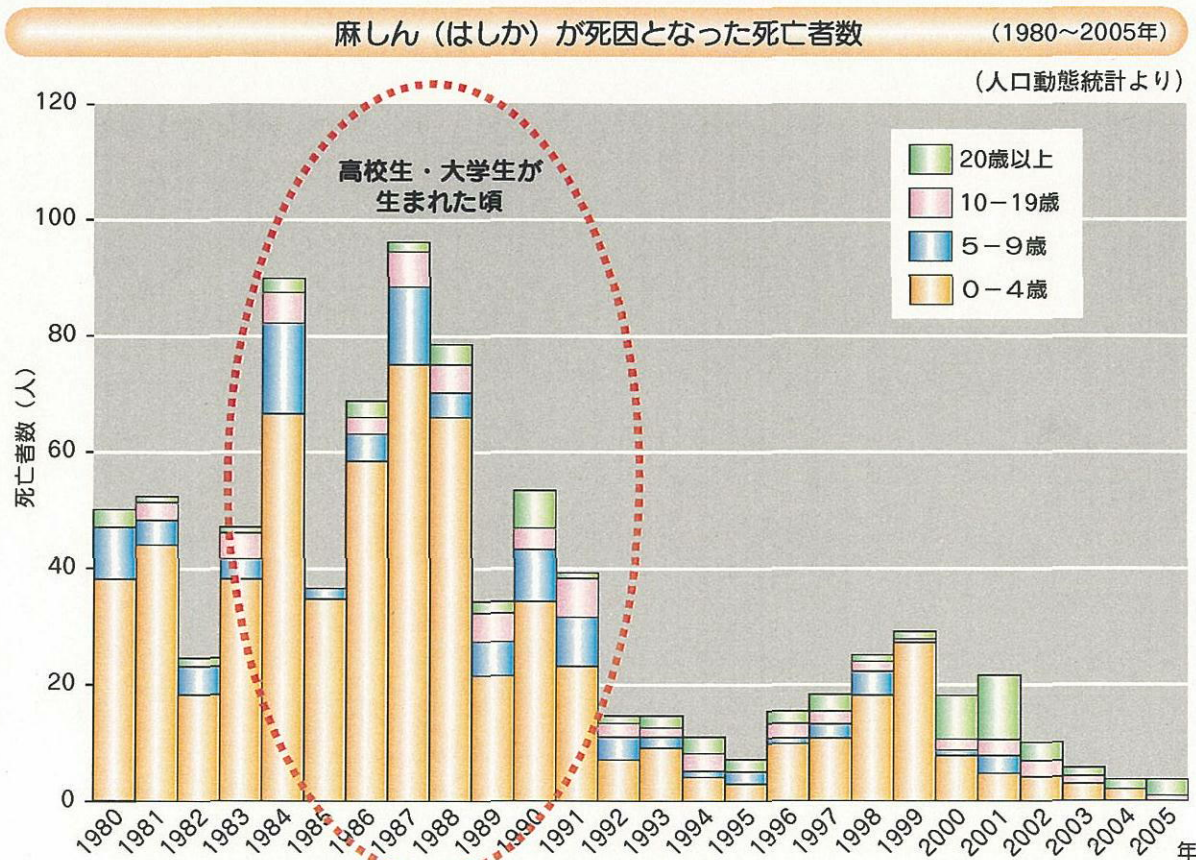
麻しんが恐れられてきた理由に、その症状の激烈さとともに合併症を起こす頻度が高いことも挙げられます。

それは、麻しんにかかっている間に、肺炎や脳炎、中耳炎、心筋炎といった疾患が同時に起こってしまうということです。肺炎と脳炎が麻しんによる2大死因といわれています。医療が発達した現代でも、麻しんに対する特效薬はなく、対症療法をしながら治癒を待つしかありません。麻しんを発症するとおよそ1,000人に1人は命を落とすといわれています。

1980年代には、毎年100人弱の人が麻しんで命を落としていました(下図参照)。最近では、2001年に大きな流行がありました、21人の方が麻しんで死亡しており、その半分以上が大人でした。また、特に重篤な合併症である脳炎については、2007年は1年間で9人の患者が報告されています。脳炎になってしまうと約15%が死亡し、命をとりとめても、20~40%くらいの人に重い後遺症が残ってしまうと考えられています。

また、麻しんでは、感染後数年から10年後におきる合併症もあります。麻しん患者のおおよそ10万人に1人の割合で、極めて重症の脳炎(亜急性硬化性全脳炎(SSPE))という疾患が発症することも知られています。

そのほか、麻しんの発症に伴って免疫力が低下することも特徴的です。病原体をやっつける働きを持つ白血球が体の中から減少し、陽性であったツベルクリン反応も陰性になってしまいます。そのため、結核にかかったことがある人では、それが再燃することもあります。なお免疫力が落ちている期間は1ヶ月くらい続きます。



2. 麻しんの予防

(1) 麻しんの予防策＝予防接種

麻しんにかからないようにするためには、予防接種を受けることが最も効果的です。麻しんの予防接種とは、病原性を弱めた麻しんウイルス（以下、ワクチンウイルス）を腕に注射することで、注射を受けた人に麻しんに対する免疫（抵抗力）を作ろうというものです。使用するワクチンの種類としては、麻しん風しん混合ワクチンが推奨されていますが、このワクチンを使うと麻しんと風しんの両方に対して免疫を作ることができます。

ワクチンの製造会社によって、使っているワクチンウイルスは異なりますが、麻しんウイルス（あるいは風しんウイルス）に対して、免疫を作るという意味では同じであり、有効性安全性が国家検定で確認されたワクチンだけが市場に出回り、全国の医療機関に供給されています。

人が麻しんの予防接種を受けると、体内でワクチンウイルスが増えはじめます。そして、増えはじめたワクチンウイルスに反応して、免疫機能が働き、血液中にワクチンウイルスに対する免疫（抗体と白血球による細胞性免疫の2種類）ができはじめます。抗体はウイルスを中和する性質を持っています。一般に、麻しんに対する免疫の有無を調べる際は、血液検査で、麻しんに対する抗体の量をみています。

以後、病原性の強い野生の麻しんウイルスが入ってきても、予防接種によってできた麻しんに対する免疫により、麻しんウイルスの増殖を防ぎ、発症せずに済むことになります。後で述べますが、このようなエピソードがあると、発症しないだけでなく、逆に免疫を増強することができます（ブースター効果）。

予防接種による免疫は、接種後1週間ほどするとできはじめます。これまで免疫がなくても、麻しん患者と接触して3日以内に予防接種を受ければ、予防接種による免疫が侵入してきた野生ウイルスの増殖を防ぐことになり、発症を予防できる可能性があります。100%確実に予防できる方法はなく、予防できるかどうかは、様々な要因によって決まります。原則としては、定期接種期間中に予防接種を受け、免疫をつけておくことが望まれます。

また、1回の予防接種により95%以上の確率で免疫を獲得するといわれていますが、100%確実という訳ではありません。そして、1度免疫を獲得しても、抗体量が低下してくる場合もあります*1。このようなことから、予防接種を2回受けることによりほぼ100%免疫を獲得できると考えられています。

*1 1回の予防接種により95%以上の確率で免疫を獲得できると言われています。逆に言えば5%未満の確率で免疫を獲得できない場合があります。そして、一度は免疫を獲得できた人であっても、その程度には個人差があり、予防接種を受けてから年数が経つと、徐々に免疫が低下してくる場合があります。麻しんが毎年大流行していた20～30年以上前は、免疫を獲得している人の体内に知らないうちに麻しんウイルスが侵入して、麻しんにはかからないけれども、麻しんに対する免疫だけが増強されるという効果（ブースター効果）を期待することができました。しかし、麻しんの流行規模が当時に比べて随分小さくなり、また流行と流行の間隔も長くなった現代、このブースター効果を受ける頻度が減っています。

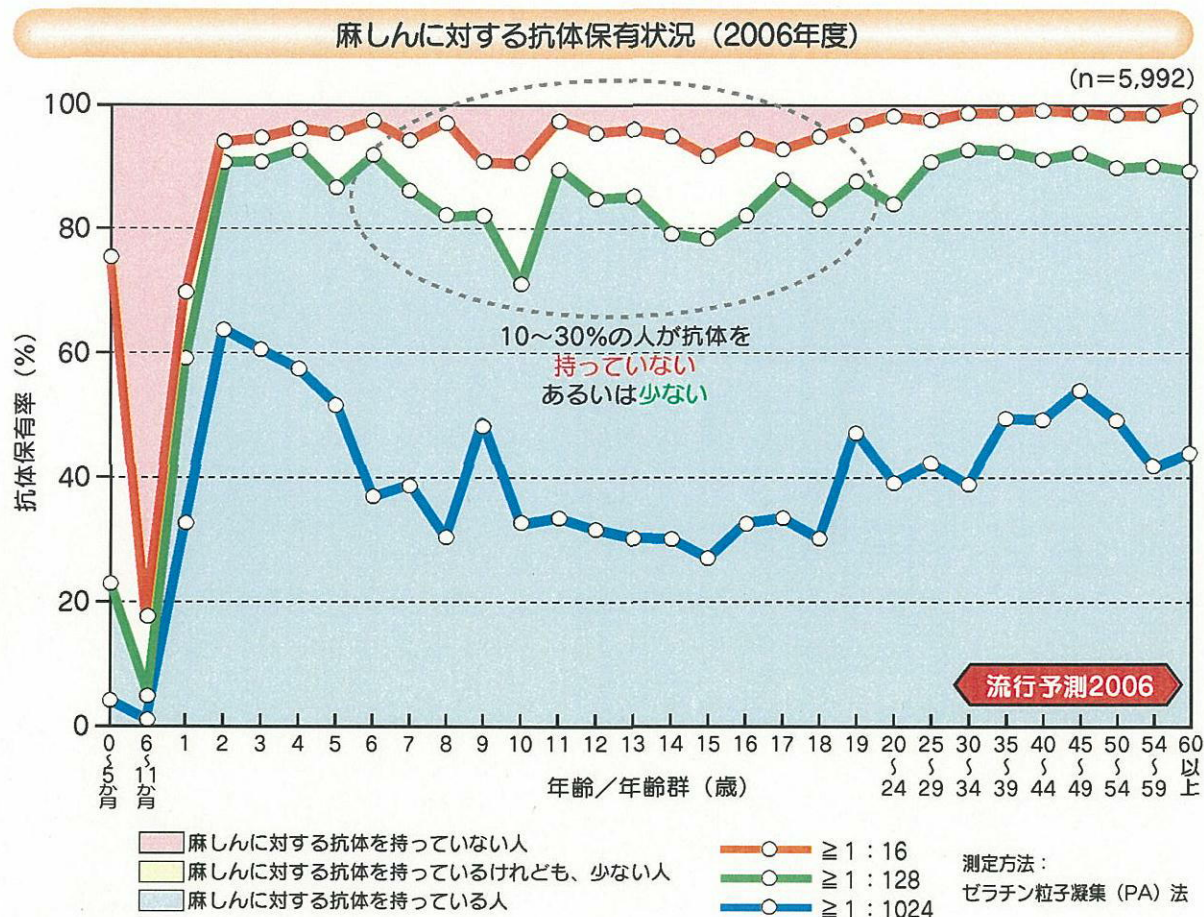
次の理由で、今の10代の人々の10～30%弱が、麻しんを「完全に」*2予防するには、免疫が不十分な状況にあります。（P22「麻しんに対する抗体保有状況（2006年度）」）

- ①そもそも予防接種を受けていない人がいる
- ②予防接種を受けても5%未満の人は免疫がつかない

③一度は免疫を獲得しても、年月を経る間に免疫が低下する

*2 ここで「完全に」という言葉を使った理由が一つあります。麻しんに対する免疫をある程度持っている、麻しんウイルスが体内に侵入し、発症を抑えられず発症した場合でも、全く免疫をもっていなかった人に比べ、その症状は軽くなります。たとえば、発熱が37℃台までにとどまっていたり、発熱の期間が短くなったり、せきや鼻水などが軽いか見られない、発しんが手足だけに出るなどで、これは「修飾麻しん」と呼ばれます。「修飾麻しん」は症状が軽いわけですが、通常の麻しんに比べて感染力は弱いものの、周りの人に麻しんをうつしてしまうことには変わりはありません。

2008年1月1日から始まった麻しんの全数報告制度によると、患者さんの約50%は予防接種をこれまでに1回も受けたことがない人でしたが、20%くらいの人には予防接種を1回受けたことがある人でした。



(2) 予防接種の制度

予防接種には、予防接種法という法律に基づいて受ける定期接種と、法律に基づかない任意の予防接種（定期外接種）があります。

定期接種として規定されている予防接種を受けることは、国民の努力義務でもあります。反面、受けやすいように、受ける人の住所がある市区町村が予防接種の費用を全額あるいは一部負担し、通常無料あるいは少額で接種を受けることができます*3。また、後で述べる副反応（健康被害）についても法律に基づいた救済の制度が用意されています。麻しんの予防接種を定期接種として受けられる期間は、各1年間ですので、この期間に接種をしないと定期外（任意）接種として受けることになります。

*3 どのようにすれば受けられるか、どこで受けられるかは、住所のある市区町村によって異なります。また、ワクチンの準備などがありますので通常予約が必要です。

任意接種で受ける場合、費用は全額自己負担^{*4}となるとともに、予防接種は突然受診しても受けられないことがほとんどですので、あらかじめ予約を取っておくなど、医療機関に相談してから受診する必要があります。

*4 費用は医療機関によって異なりますが、1万数千円程度かかることもあります。

また、後で述べる風しんも、麻しんと同様に予防することがとても大切な疾患で、P27「風しんに対する抗体保有状況（2006年度）」に示すように、免疫を持っていない人は麻しんより多くいますので、これらの2つのワクチンが一つになった麻しん風しん混合ワクチンを使うことが勧められています。もちろん、別々に接種を希望する場合は、麻しんワクチンと風しんワクチンをそれぞれ1回ずつ受けることも可能ですが、その場合は注射の回数は2回になります。

(3) 平成20年4月からの予防接種制度（以下、学年は平成20年4月現在のことをいう）

我が国の属するWHO西太平洋地域における麻しん排除の定義としては、次の指標が示されています。

- 輸入例を除き麻しん確定例が1年間に人口100万人当たり1例未満であること
- 2回の麻しん含有ワクチン接種率がそれぞれ95%以上であること
- 全数報告などの優れたサーベイランスが実施されていること
- 輸入例に続く集団発生が小規模であること など

国として上記の定義を満たすことを目標に、国民が麻しんに対する免疫を確実に獲得するよう平成20年4月に小学2年生になる年齢以下の者に対しては、すでに2006年から2回の麻しん定期接種を受ける機会（第1期、第2期）^{*5}が与えられています。

しかしながら、2007年に10代を中心とした麻しんの流行が起きたことから、学校等での集団生活を行うことが多く、これまで1回しか麻しん予防接種を受ける機会を与えられていなかった小学3年生～高校3年生に相当する年齢の者に対しても、さらにもう1回（合計2回）の予防接種を行う必要が指摘されました。こうして、平成20年4月から以後5年間継続して、各年度の中学1年生に相当する年齢の者（第3期）^{*5}と高校3年生に相当する年齢の者（第4期）^{*5}を同時に定期接種の対象とすることになりました。

この制度改正には次の効果が期待されています。

- ①前回の予防接種では免疫を獲得できなかった5%未満の人に免疫をつけること
- ②免疫は獲得したけれども、接種後の年数の経過とともに、徐々に免疫が低下した人の免疫をさらに強固にすること
- ③たまたま接種を受けられなかった人にもう一度接種の機会をつくること

これらの措置により、向こう5年間（2012年度まで）で、平成20年4月の時点で高校3年生に相当する年齢以下の者には2回の定期接種の機会が与えられることになります。

*5 接種の時期としては、第1期は年齢での規定のため、1歳のお誕生日が来たらできるだけすぐに、第2期、第3期、第4期は、麻しんの流行のピークが5月頃であることを考えて、4～6月中に受けることが勧め

学校における麻しん対策ガイドライン

られています。

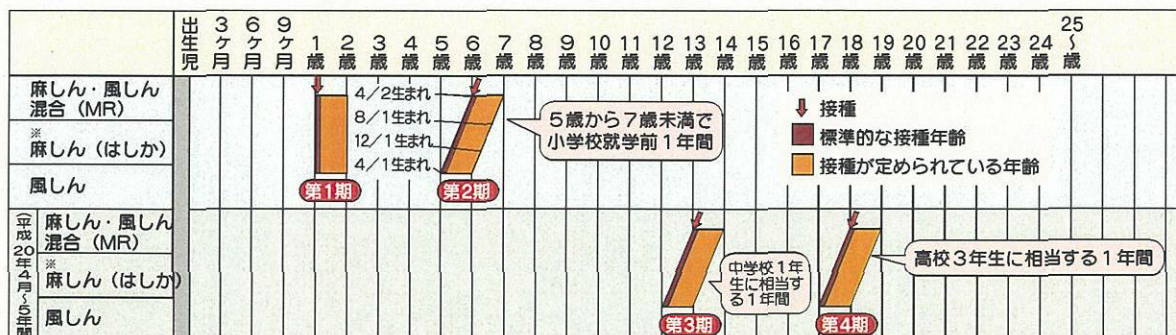
第1期：1歳児

第2期：小学校入学前1年間の幼児

第3期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の中学校1年生に相当する年齢の者

第4期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の高校3年生に相当する年齢の者

麻しん風しんの定期予防接種のスケジュール (2008年4月1日施行)



※原則として、MRワクチンを接種。なお、同じ「期」内で麻しんワクチン又は風しんワクチンのいずれか一方を受けた者、あるいは特に単抗原ワクチンの接種を希望する者は単抗原ワクチンを接種。

定期予防接種の年度別対象者

	中学1年生に相当する年齢の者	高校3年生に相当する年齢の者
平成20年度	平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

(4) 予防接種の副反応

薬には副作用があるように、ワクチンにも副反応（ワクチンの場合、副作用とは言いません）が見られる場合があります。

麻しん風しん混合ワクチンの副反応としては「2006年度MRワクチン健康状況調査（速報）」によると、第1期（1歳児）では、接種後約22%に発熱、約6.6%に発しんを認め、第2期（小学校入学前1年間）では約8%に発熱、約1.7%に発しんが認められたと報告されています。いずれも1～3日程度で治ります。

そのほか、接種してすぐあるいは数日中に過敏症状（アレルギー反応）と考えられる発熱、発しん、かゆみなどがでることがありますが、これも通常1～3日でなおります。

これまでの麻しんワクチン、風しんワクチンに関する検討から、極めてまれに血小板減少性紫斑病、アナフィラキシーという重症のアレルギー反応、脳炎などの副反応が起こります。中でも重篤な脳炎については、100万～150万接種に1回以下の割合で発生するとの報告があります。

麻しんあるいは風しんにかかった場合には、アレルギー反応を除いて、その何倍もの頻度でこれらと同様の疾患が合併します。予防接種を受ける場合には、このような副反応のリスクを

知った上で、予防接種を受けなかった場合の高いリスクと比較し、判断する必要があります。

接種後に気になる症状が見られたときは、接種を受けた医療機関あるいは近くの保健所・保健センターに早めに相談する必要があります。

(5) 接種不適当者

高校3年生に相当する年齢では結婚している人もいます。麻疹風疹混合ワクチンの接種にあたっては、妊娠していないこと、妊娠している可能性がないことを確認するために予診をつくることが重要です。また、接種の後は、2ヶ月間妊娠を避ける必要があります。予防接種法でも、麻疹風疹混合ワクチン、麻疹ワクチン、風疹ワクチンの接種に当たっては、妊娠している人は接種不適当者（接種禁忌者）に該当します。

妊娠している人がどうして接種不適当になるのかを説明します。まず、妊娠中は妊婦の免疫状態が低下することが分かっています。免疫が低下した状態の時に、麻疹風疹混合ワクチンや麻疹ワクチン、風疹ワクチンのような生ワクチンの接種を受けることは勧められません。

特に、妊婦が妊娠初期に風疹にかかると、胎児に異常（先天性風疹症候群：4（3）参照）があらわれることがあります。一方、ワクチン接種の場合（妊娠中に風疹ワクチンを接種してしまったとき、あるいはワクチン接種後まもなく妊娠したときなど）には、出産した児に異常があらわれたという報告はありません。しかし、ウイルスが胎児に侵入する可能性が完全には否定できないので、心配を避ける意味で、妊娠中には風疹ワクチン（及びその他麻疹などの生ワクチン）の接種は行なわないようにし、接種後の妊娠も2ヶ月は避けるようにします。したがって、万が一、接種後2か月以内に妊娠が明らかになっても、これまでに風疹ワクチンによる先天性風疹症候群の発生は報告されていませんので、そのことのみを理由に妊娠を中断する必要はありませんが、そのようなことを悩むことを避ける意味でも、妊娠に関しては十分な注意を行います。

（風疹対策の強化について2004.9.9. <http://idsc.nih.go.jp/disease/rubella/rec200408.html>:厚生労働省通知および緊急提言（風疹流行および先天性風疹症候群の発生抑制に関する緊急提言：厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症研究事業分担研究班「風疹流行にともなう母児感染の予防対策構築に関する研究」8頁参照）

また、これは全員に共通しますが、接種を受ける直前の体温が37.5℃以上あった人、ワクチンを受ける3か月以内にガンマグロブリン（血液製剤の一種で、重症の感染症の治療などに使われます）の注射を受けた人あるいは輸血を受けたことがある人、最近他の種類のワクチン^{*6}を受けたことがある人、重い急性の疾患にかかっている人、ワクチンに含まれる成分（接種医におたずねください）でアナフィラキシーという重いアレルギー反応を起こしたことがある人、接種医が接種しない方がよいと判断した場合には、その日は接種を受けることができませんので、今後の予定を相談しておくとい良いでしょう。

^{*6} 前に接種した予防接種の種類によってあけるべき間隔が異なります。

- ・麻疹、風疹、BCG、ポリオ、水ぼうそう、おたふくかぜ、黄熱ワクチンなど生ワクチンの後は27日以上、
- ・インフルエンザ、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、肺炎球菌、Hib ワクチンなど不活化ワクチンの後は6日以上

3. 麻しんの治療

麻しんに対する特効薬はなく、発熱やせきなどの症状をやわらげる対症療法を行いながら回復を待つことになります。その間に、合併症として細菌感染症にかかってしまった場合には、抗菌薬（抗生物質など）が使われることもあります。抗生物質は麻しんウイルスそのものには全く効果がありません。

麻しんは、様々な重篤な疾患を合併しやすいことも特徴ですが、肺炎を合併すると入院が必要になる場合がほとんどです。肺炎にも、麻しんウイルスによる肺炎の場合と細菌による肺炎の場合とがあり、細菌性肺炎に対しては抗菌薬（抗生物質など）が効きますが、麻しんウイルスによる肺炎に対しては特異的な治療はなく、重症の場合、人工呼吸器を装着してICU（集中治療室）での管理を要することもあります。

また、重篤な合併症として脳炎がありますが、脳炎はさらに重篤で、けいれんが起きたり、意識がなくなることもありますので、ICUで長期間におよぶ集中的管理を要するものと考えておく必要があります。

2000年に大阪で麻しんが流行した時の調査によると、麻しんにかかった人のうち、約40%の人が入院をして治療を受けていたようです。

4. 風しんについて

(1) 風しんの特徴

風しんも麻しんと同じウイルスによる感染症です。風しんは「三日ばしか」とも呼ばれます。「はしか：麻しん」と「三日ばしか：風しん」を混同している人が多くいますが、この2つは全く別の疾患です。「三日ばしか」にかかったことがあっても、「はしか」の免疫をもっていることにはなりませんし、「はしか」にかかったことがあっても、「三日ばしか」の免疫をもっていることにはなりません。

風しんの場合も、患者のせきやくしゃみのしぶき（飛沫）に含まれるウイルス粒子を吸い込むことによって感染しますが、感染力は麻しんより弱いと言えます。風しんウイルスが体の中に侵入すると、風しんに対する免疫がない人では、14～21日（平均16～18日）の無症状の期間（潜伏期）を経て、発熱と発しん（赤いぶつぶつ）があらわれます。発熱は約半数にみられますが、37℃台の微熱程度で終わることも多く、麻しんに比べるとかなり軽いといえます。発しんは全身に広がりますが、麻しんよりその色は淡く、3日程度で消えてしまいます。また、首や耳の後ろのリンパ節（首のまわりのぐりぐり）が腫れて、3～6週間位続くことも特徴的です。発熱と発しんは通常は数日で治ってしまうので、「三日ばしか」とも呼ばれるゆえんです。風しんでは、せきや鼻水、目が赤くなるといった症状も出ますが、麻しんに比べると軽いです。発熱と発しんとリンパ節の腫れが風しんの代表的な3症状ですが、3つともそろわないことが多くあります。また、全く症状が出ないことも15%くらいあります。典型的な症状がそろわない場合や、周りで流行が起こっていない場合は、溶れん菌感染症やりんご病（伝染性紅斑）といった、他の疾患と間違われることもあります。

風しんの患者から風しんウイルスが排泄されている期間は、発しんが出現する前後約1週間と言われていますが、熱が下がると急速に感染力は弱くなります。

(2) 風しんの合併症

麻疹のように合併症は多くありませんが、血小板減少性紫斑病や脳炎といった合併症を起こすことがあります。

血小板減少性紫斑病という疾患は、風しん患者の3,000～5,000人に1人の割合で起こりますが、体の中にある血小板が少なくなって、皮膚に出血のあとが沢山できたり、ひどいときは頭の中で出血したりすることもあり、入院して治療する場合があります。

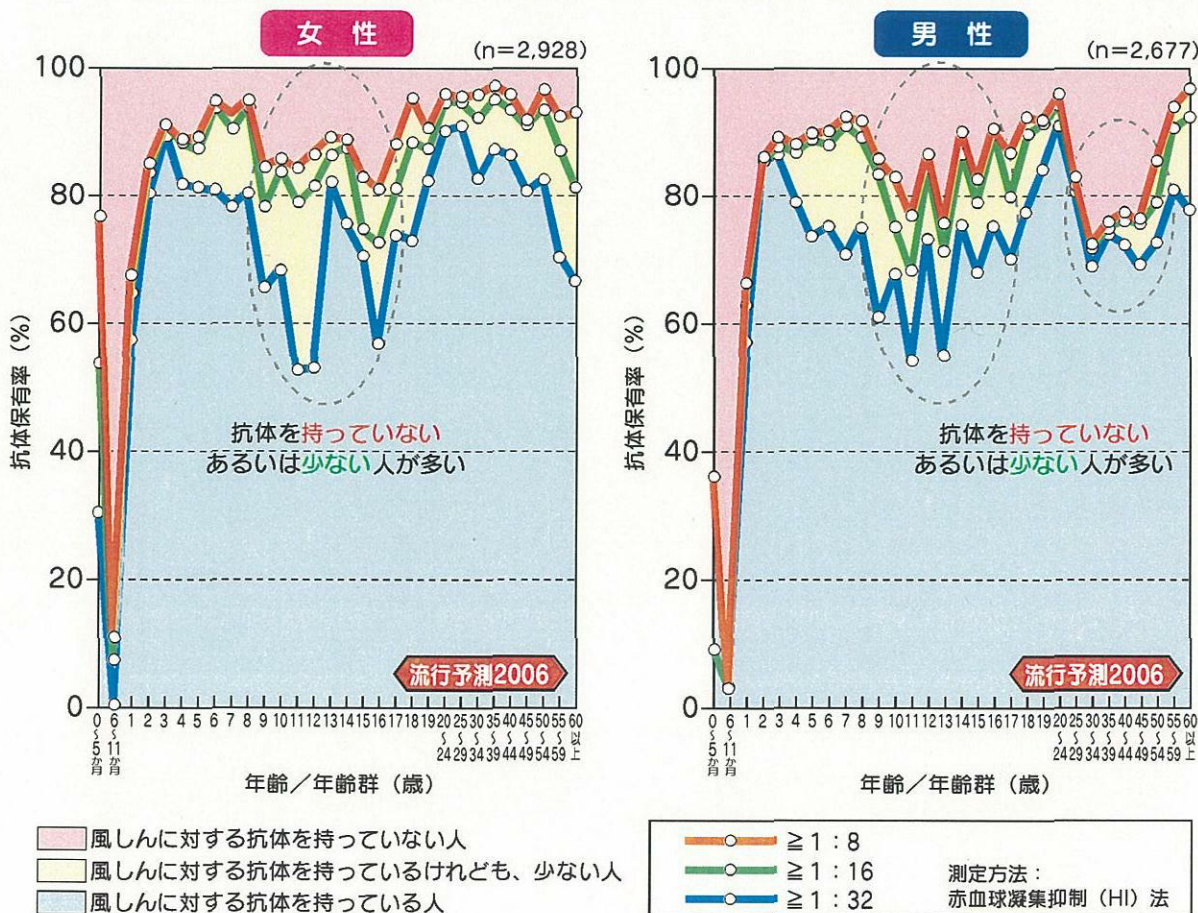
また、脳炎は、風しん患者の4,000～6,000人に1人の割合で起こり入院して治療する必要があります。

成人になって発症すると、手の指がこわばったり、痛くなることがあり、関節炎を伴うことが5～30%位あります。ただし、そのほとんどは自然に治ります。

(3) 先天性風しん症候群について

風しんは一般的には軽い疾患ですが、妊婦が妊娠初期に風しんを発症すると、風しんウイルスが胎児にも感染して、新生児に先天性風しん症候群（CRS）という疾患が現れる場合があるという点で重要な疾患です。

風しんに対する抗体保有状況（2006年度）



2006年度感染症流行予測調査事業より

新生児に起きる先天性風しん症候群（CRS）の主な症状としては、難聴（耳の症状）と白内障（目の症状）と心臓疾患の頻度が高く、他に体重が少なく生まれたり、血小板減少性紫斑病脳炎などを起こす場合もあります。

先天性風しん症候群（CRS）の症状は、妊婦が風しんを妊娠経過のいつ発症したかによって、出生時の症状の重症度や頻度が異なります。妊婦が風しんを発症した場合、それが妊娠1カ月の頃だと新生児に先天性風しん症候群の症状があらわれる頻度は50%以上、妊娠2カ月だと35%、妊娠3カ月で18%、妊娠4カ月で8%程度と言われており、妊娠中期から後期の妊婦さんが風しんを発症しても、一般にこの疾患は起こりません。

先天性風しん症候群（CRS）を予防するためには、妊娠する前に風しんに対する免疫を獲得しておくことが重要です。また、これは女性だけの問題ではなく、男性も風しんの免疫を獲得し、発症しないようにすることにより、周りにいる妊婦さん（ご家族や勤務先の同僚など）を風しんから守ることにつながります。

現在、多くの場合、麻しん風しん混合ワクチンが用いられています。この予防接種を受けることで麻しんと風しんの両方の免疫を獲得することになりますので、麻しんと風しんを同時に予防していくという認識が重要です。なお、接種不適合者については、P25の（5）接種不適合者の項を参照してください。



麻しんに関する

参 考 資 料

学校における麻しん対策ガイドライン

学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）

（就学時の健康診断）

第四条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

（幼児、児童、生徒及び学生の健康診断）

第六条 学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（出席停止）

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（保健所との連絡）

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

学校保健法施行令（昭和33年6月10日政令第174号）

（出席停止の指示）

第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、伝染病の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第六条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

(法第二十條の政令で定める場合)

第十條 法第二十條の政令で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 法第十二條の規定による出席停止が行われたとき。
- 二 法第十三條の規定による学校の休業を行つたとき。

学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)

(事後措置)

第七條 学校においては、法第六條第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六條に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第七條の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特別支援学級への編入について指導と助言を行うこと。
 - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基く措置については、当該健康診断に当つた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせる決定する指導区分に基いて、とるものとする。

(保健調査)

第八條の二 法第六條の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ幼児、児童、生徒又は学生の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

(事後措置)

第十三條 法第八條第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせる決定する指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第九條の措置をとらなければならない。

- 「A」休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
- 「B」勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
- 「C」超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。
- 「D」勤務に制限を加えないこと。
- 「1」必要な医療を受けるよう指示すること。
- 「2」必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 「3」医療又は検査等の措置を必要としないこと。

(伝染病の種類)

第十九條 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナ

学校における麻しん対策ガイドライン

ウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

- 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザにあつては、解熱した後二日を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
 - ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかつておる疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の伝染病が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の伝染病の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十一条 令第六条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた幼児、児童、生徒又は学生の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

（伝染病の予防に関する細目）

- 第二十二条 校長は、学校内において、伝染病にかかつており、又はかかつておる疑がある幼児、児童、生徒又は学生を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十二条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 2 校長は、学校内に、伝染病のウイルスに汚染し、又は汚染した疑がある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の伝染病が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

定期（一類疾病）の予防接種実施要領（主な関係箇所の抜粋）

第1 総論

1. 予防接種台帳

市区町村長は、予防接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料に基づき様式第一の予防接種台帳を作成し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予防接種台帳の保存は、5年間とすること。

2. 対象者等に対する周知

- (1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者（以下「保護者」という。）に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。
- (2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。
なお、麻しん及び風しんの第3期、第4期の対象者については、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。
- (3) また、近年、予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努めること。
- (4) 麻しんについて「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づき、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。
- (5) 麻しん及び風しんの予防接種においては、対象者の年齢により、行動範囲や生活様式が大きく異なるため、行動が自立している第3期、第4期の対象者については、接種に係る本人及び保護者の負担を軽減できるよう配慮すること。

3. 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、予防接種実施計画で設定した接種予定時期を前提として、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期の内に確認し、管内における予防接種実施状況についての的確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

実施通知における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知したうえで、本人及び保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査（1歳6か月児健康診査）及び学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4. 予防接種に関する周知

市区町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。特に、麻しん及び風しんの第3期、第4期の女性への予防接種については、妊娠中の予防接種は不適当事項であること及び接種後2か月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること。

5. 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市区町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「13 集団接種の際

学校における麻しん対策ガイドライン

の注意事項」に留意すること。

なお、市区町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、市区町村教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する必要があること。

7. 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（（ア）から（カ）までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

（ア）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

（イ）予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

（ウ）過去にけいれんの既往のある者

（エ）過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

（オ）接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

（カ）結核に係る予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(2) 市区町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。

(3) 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備えておくこと。

8. 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、予防接種の対象者であることを慎重に確認すること。

9. 予診票

(1) 予防接種の実施に際しては、乳幼児・小学生が接種対象となっているジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎又は結核の予防接種については、様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については、様式第三麻しん風しん予防接種予診票（第3期・第4期対象：保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四麻しん風しん予防接種予診票（第3期・第4期対象：保護者が同伴しない場合）（以下「様式第四予診票」という。）を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配付し、各項目について記入するよう求めること。

(3) 市区町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予診票は、予防接種実施後5年間保存すること。

(4) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは可能性に関する質問事項を作成すること。

10. 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者

(1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べるこ

(以下「予診」という。)

- (2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

- (3) 乳幼児に対して予防接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。
- (4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第6条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。
- (5) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。
- (6) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者(特に、妊娠している者等)であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

11. 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12. 接種時の注意

- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。

イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。

ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。ただし、経口生ポリオワクチンにあっては、栓を取り外し、直接バイアルから一人分ずつ経口投与器具に取り、接種すること。

エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。

オ ポリオ及び結核以外の疾病に係る予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

カ (省略)

キ 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用すること。

- (2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。

学校における麻しん対策ガイドライン

- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- ウ 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市区町村担当部局に連絡すること。

13. 集団接種の際の注意事項

(1) 実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

(2) 接種会場

- ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。
- イ 二種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明瞭に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

(3) 接種用具等の整備

- ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。
- イ 注射器は、2cc以下のものを使用すること。
- ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

(4) 予防接種の実施に従事する者

- ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。
- イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

(5) 安全基準の遵守

市区町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市区町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市区町村の職員が接種が終わった者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市区町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られたとしても、応急治療ができるよう、救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市区町村長は、被接種者に重篤な副反応が見られた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市区町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

(6) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するた

めの予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配付して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者（特に、妊娠している者等）であるか否かに注意が必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

14. 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

- (1) 予防接種を行った際は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）に定める様式による予防接種済証を交付すること。
- (2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代え母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

15. 16. (省略)

17. 都道府県の麻しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)に基づき、都道府県知事は、管内市区町村長と連携し、管内における麻しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん対策の会議に速やかに報告すること。

18. 他の予防接種との関係

- (1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。
- (2) 二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

第2 各論

1. 2. (省略)

3. 麻しん又は風しんの予防接種

(1) 対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん又は風しんの第3期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン

若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

- エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第1期、第2期、第3期又は第4期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

4.5. (省略)

※各様式も省略している。



学校において麻疹患者が発生した際の情報提供の例

保護者の皆様

平成〇〇年〇月〇日

〇〇区立〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇

麻疹（はしか）の流行に関してのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、「はしか」の流行と対応について、〇月〇日お知らせをしたところですが、新聞等でご存じのとおり全国的に「はしか」が流行しております。

3月末頃より近隣の高等学校を中心に「はしか」の集団発生の情報提供がありました。
「はしか」は学校における予防すべき伝染病に指定されており、大変伝染性の強い病気です。時には集団で発生し、重症化する場合があります。

本校でも〇月〇日に発症者が出ましたので、以下のことにご注意ください、もしも疑わしい場合は早急に学校へお知らせをいただきますようお願いいたします

- * ワクチン未接種の方は、早急に接種すると発病を抑える効果があります。
- また、1回のみの接種者も2回目を追加接種すると更に発病を抑える効果が上げられます。定期接種ではないのでいずれも有料です。
- できるだけ早急にかかりつけ医にご相談ください。

○しばらくの間、毎朝検温を行い、37.5℃以上の場合には登校を控え、学校に連絡し、かかりつけの医療機関で受診してください。

○医療機関で受診する際には、直前に電話で同じ学校や周辺の学校ではしかが発生していることを伝えて、受診の方法を聞いてください。

○兄弟関係で感染する場合がありますので、交友関係や習い事等にもご注意ください。

★「はしか」の症状について

- 空気感染・飛沫感染であり感染力が大変に強い。
- 感染後の潜伏期間は10～12日であり、その後に発症する。
- 38℃ぐらいまで発熱し、その後熱が下がるが、また高熱が出るようになる。
- 症状としては風邪によく似ているので間違いやすい。
- せきが出て発熱。この時期に他の人にうつす可能性が最も高い。
- 2回目の発熱の時に顔を中心に発疹が始まり全身に広がる。
- ワクチン接種を行っても確率は少ないがうつる可能性がある。

☆発疹に伴う発熱がおさまっても、3日間はお休みの中止とします。

◆明日より毎朝検温をするように、「検温カード」をお渡しいたします。毎朝検温を済ませ、学校に持たせてください。「はしか」の集団発生を防ぐためなので、よろしくご協力ください。